

# 「公立保育所の施設改善に関する基本方針」

平成24年7月

千 葉 市

本基本方針は、平成24年3月23日（金）に開催された平成23年度第3回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門部会での審議を経て策定されたものであるため、平成23年4月1日現在のデータを使用しています。

## 目 次

I	はじめに	2
II	公立保育所の施設の現状と課題	
1	施設の状況	3
2	施設修繕等の状況	3
3	実施事業の状況	4
4	入所児童等の状況	5
5	保育所運営費の状況	6
6	公立保育所施設についての課題整理	7
III	国の動向	
1	最低基準の条例化	8
2	子ども・子育て新システム	8
IV	施設改善策の基本的方向（総論）	9
V	施設改善策の具体的手法（各論）	
1	中長期保全	11
2	大規模改造・改修	12
3	建替え	13
VI	今後の対応	18

## I はじめに

少子化が進行し、児童数の減少が予測される一方、女性の就労機会の増大や核家族化の進行等により、保育ニーズは増大しています。また、就労形態の多様化に伴い、多様な保育ニーズへの対応が求められており、保育を巡る状況は日々大きく変化しています。

このような状況の中、本市では、公立60か所、民間49か所の109か所の保育所等において、これらのニーズに対応してきています。しかし、保育所の半分以上を占める公立保育所の多くで老朽化が年々進行しており、早期の対応が求められていることから、今後の公立保育所における良好な保育環境を確保するため、施設改善に関する基本方針をとりまとめることとしました。

今後、「公立保育所の施設改善に関する基本方針」を基に各事業（「大規模改造・改修」「建替え」）の整備計画を早期に策定し、改修・改築に着手するとともに適切な維持保全を図る事により、老朽化した公立保育所の維持保全を図り、良好な保育環境の確保に努めるものとします。

## II 公立保育所施設の現状と課題

### 1 施設の状況

施設の70%以上が、築30年を経過しているほか、木造で約40年が経過しており、改修が不可能な保育所も6か所存在し、多くの施設が老朽化により、将来、良好な保育環境の確保ができなくなる恐れがあります。

【公立保育所の構造と築年数（平成23年4月1日現在）】

構造	か所数	内訳			
		築10年未満	築10年以上 20年未満	築20年以上 30年未満	築30年以上
RC造※1	43	0	4	5	34
木造	10	0	1	0	9
鉄骨造※2	7	7	0	0	0
計	60	7	5	5	43

※1 RCは「reinforced concrete（鉄筋コンクリート）」の略

※2 耐震対策としてリース方式で建替えした施設

### 2 施設修繕等の状況

公立保育所の修繕等については、施設の点検結果や保育所からの要望等に対応する「計画修繕」と突発的な事故に対応する「緊急修繕」を実施しています。この他、工事として、保育環境改善のための空調設備や給排水設備の改修、送迎時の駐車場対策として駐車場整備等も計画的に実施しています。

現状としては、建物等の老朽化による緊急修繕の占める割合が高くなっており、限られた予算の中で行うため、計画修繕も保育運営上必要な限られた修繕のみしか対応できない状況にあります。

主な対応が、事後となっており、施設の長寿命化の視点での維持保全が十分にはできていない状況にあります。

(修繕関係経費の予算額推移)

単位：千円

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
89,066	72,862	74,000	72,900	72,000

(改修工事（駐車場整備含む）の予算額推移)

単位：千円

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
100,000	75,000	77,000	77,000	65,000

### 3 実施事業の状況

女性の就労機会の増大や保護者の雇用・勤労形態の変化、子育てに対する意識の変化等により保護者の保育に対するニーズが多様化しています。

平成23年度の一時預かり・特定保育等、各種事業の実施状況は、民間保育園の方が公立保育所より高い割合にあります。

一方で、「障害児保育」の預かり状況は、公立保育所の方が高い割合にあります。

#### 【各種事業の実施状況（平成23年4月1日現在）】

区分	か所数	延長保育 (～20 時まで)	障害児 保育	産休明け 保育	一時預か り ※1・ 特定保育 ※2	地域子育 て支援セ ンター ※3	休日保育
公立	60 (実施率)	12 ※4 (20%)	60 (100%)	57 (95%)	4 (7%)	1 (2%)	0 (0%)
民間	49 (実施率)	49 (100%)	49 (100%)	49 (100%)	15 (31%)	6 (13%)	3 (7%)
計	109 (実施率)	61 (56%)	109 (100%)	106 (97%)	19 (17%)	7 (7%)	3 (3%)

※1 一時預かり：保護者の病気・入院や、冠婚葬祭などで緊急・一時的に保育を必要とする児童を預かる事業。

※2 特定保育：週2～3日のパート就労など、断続的に保育が困難となる場合に、申請した曜日で児童を預かる事業。

※3 地域子育て支援センター：子育て親子の交流の場。子育ての不安・悩みなどについての相談指導、育児サークルの支援・育成等を行う施設。

※4 公立保育所では、延長保育（～20時まで）の実施を各区2か所としている。

#### 【障害児保育の預かり状況（平成23年4月1日現在）】

区分	入所児童数	うち障害児数	障害児の割合
公立	6,938	140	2.02%
民間	4,518	35	0.77%
計	11,456	175	1.53%

#### 4 入所児童等の状況

本市の保育施設には、公立と民間の認可保育所のほか、千葉市保育ルームなどからなる認可外保育施設や家庭的保育事業があり、これらの施設で保育が必要な児童を受け入れています。

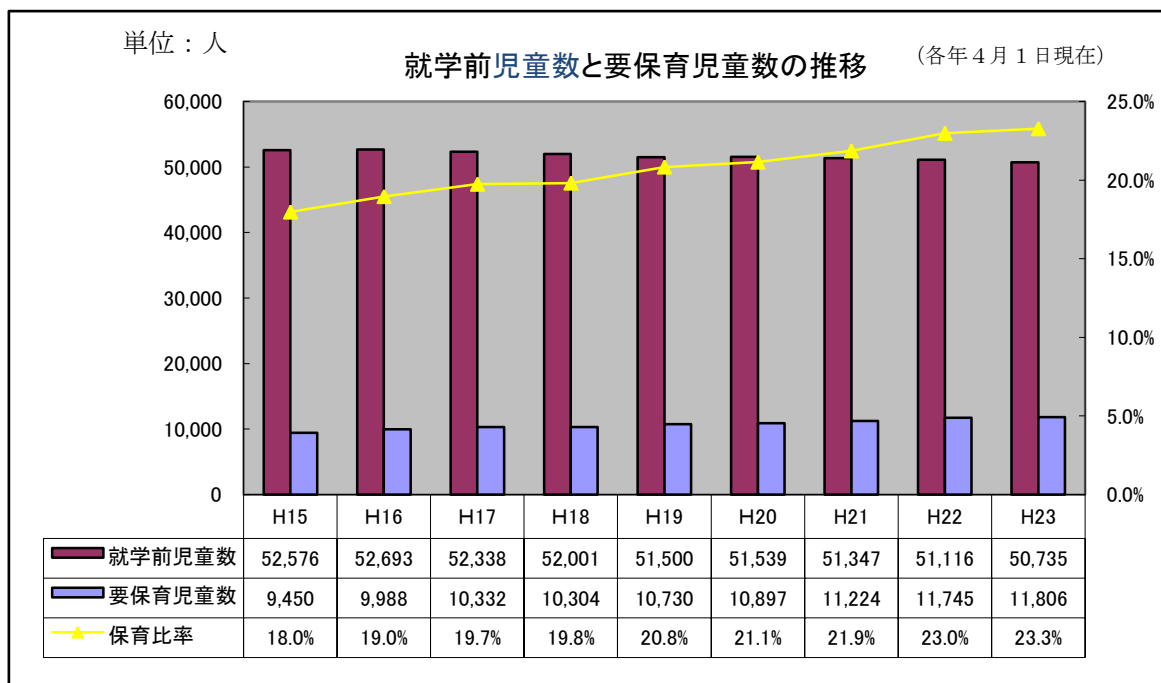
一方、就学前児童数は微減傾向にあるものの、保育を必要とする児童数は増加傾向にあるため、保育所の新設や定員増などの対応を図ることにより入所児童数の受け入れを増加していますが、待機児童の解消までには至っていません。

【保育施設の設置状況（平成23年4月1日現在）】

区分		か所数	定員	入所児童数
認可保育所	公立保育所	60	6,555人	6,938人
	民間保育園	49	4,337人	4,518人
	計	109	10,892人	11,456人
認可外保育施設	千葉市保育ルーム	64	—	1,021人
家庭的保育事業		—	—	13人

その他、認定を受けていない認可外保育施設や事業所内保育施設がある。

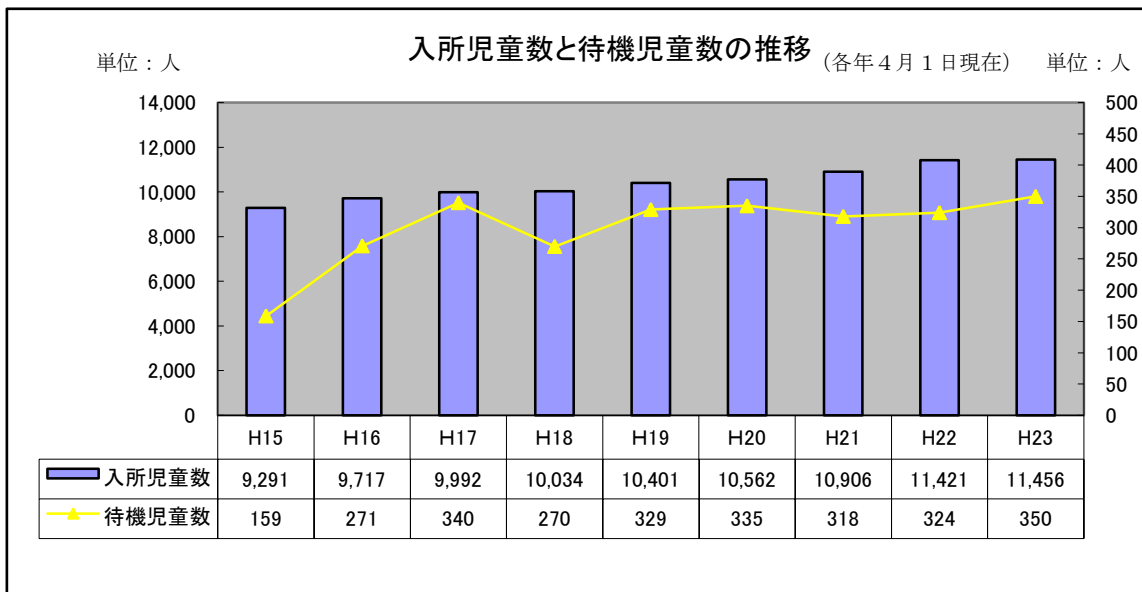
【就学前児童数と要保育児童数（保育が必要な児童数）の推移】



要保育児童数（保育が必要な児童数）（人）＝ 保育所入所児童数 ＋ 待機児童数

保育比率（％）＝ 要保育児童数 ÷ 就学前児童数 × 100

【保育所入所児童数と待機児童数】



5 保育所運営費の状況

保育所運営費は、国が地域、年齢、定員区分ごとに定めた保育単価をベースに算出され、その財源は国からの負担金・補助金、保護者からの保育料、そして市の一般財源（市税等）で構成されています。

保育所運営費を公民で比較すると、児童一人あたりの平均月額は、公立保育所が95,683円であるのに対し、民間保育園は89,063円であり、公立保育所は、民間保育園の約1.1倍の経費を要しています。なお、公立保育所の運営費は、平成16年度より一般財源化（※）されています。

近年、保育所運営費は、施設数の増加に伴い、増加傾向にあり、市の財政の大きな負担となっています。

※一般財源化

一般財源化とは、それまでの事業は引き続き地方が行う必要があるという前提の下、国庫補助負担金相当額を地方税や地方交付金等で賄えるようにすることをいう。国の三位一体改革により、地方分権推進のため、国から地方へ税源移譲（地方の歳入増加）、国の補助金負担金削減・地方交付税抑制（地方の歳入減少）が合わせて行われた。

公立保育所運営費に係る国庫負担金のほか、公立保育所の施設整備に係る交付金なども一般財源化されている。

【保育所運営経費の内訳（平成22年度決算）】

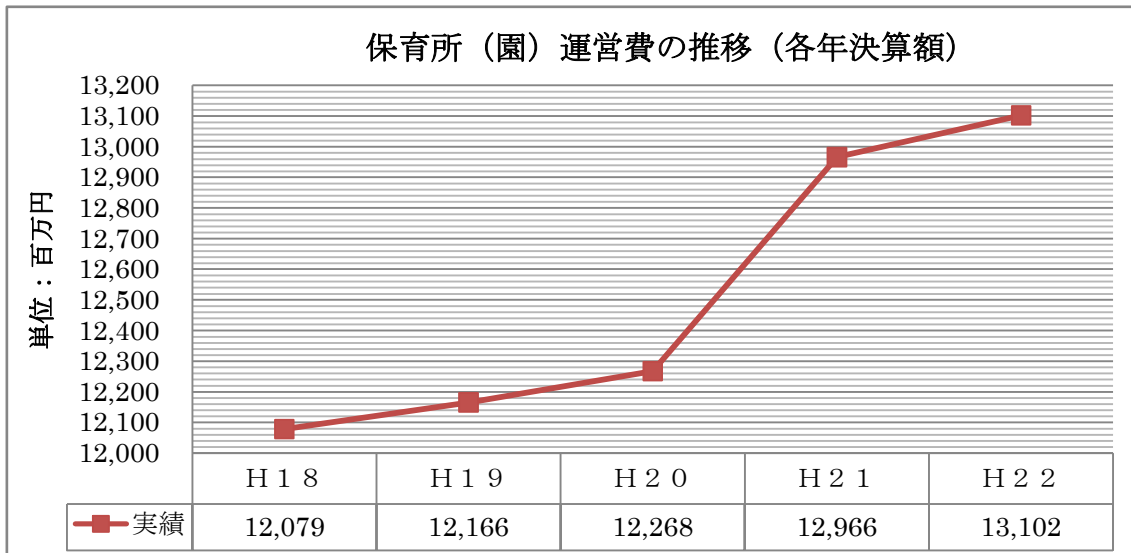
単位：百万円

総経費：13,102（児童一人あたりの平均月額：92,949円※1）						
国基準運営費額：9,642					国庫 補助 額 2	超過負担額 （市負担） 3,458
国負担額 ※2 2,513	市負担額 2,513	国基準保育料：4,616				
		市基準保育料 （保護者負担） 3,326	独自軽減分 （市負担） 1,290			

※1 公立保育所（公営）では95,683円、民間保育園（民営）では89,063円

※2 公立保育所（公営）の運営費は、一般財源化されている。

【運営費の推移】



6 公立保育所施設についての課題整理

施設修繕の現状は、小規模修繕による最低限の対応となっており、建物等保全のために必要な措置が困難な状況であり、今後、保育環境に支障をきたす恐れもあります。

公立保育所の施設はすでに老朽化が著しく、さらに年々進行することを踏まえ、計画的に施設改善策を講じる必要があります。

なお、施設の改善策の実施にあたっては、次の3点を考慮する必要があります。

- （1）待機児童の解消に向け、（特に3歳未満児の）定員増を図ること
- （2）一時預かりなど多様な保育ニーズへ対応できるよう施設改善に努めること
- （3）効率的な施設整備、施設運営を行うこと



### Ⅲ 国の動向

#### 1 最低基準の条例化

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」において、認可保育所の最低基準については、都道府県（政令指定都市）が条例で定めると改正されました。（具体的には、保育の質などに深刻な影響を及ぼす保育士の配置基準、居室の面積基準、保育の内容、調理室などは国の基準に「従うべき基準」とし、屋外遊戯場の設置などその他事項については国の基準を「参酌すべき基準」として参考としつつ、今後、市が条例で定めることとなります。居室の面積については、東京等一部の地域に限り、待機児童解消までの一時的措置として、合理的な理由がある範囲内で、国の基準と異なる内容を定めることができる「標準」としています。）

なお、本市では、現在、国の最低基準に上乘せした基準を設けており、引き続き良好な保育環境の確保に努め、必要な措置を講ずる予定です。

#### 2 子ども・子育て新システム

現在、国において、幼保一体化等の新たな子育てに関するシステムについて、検討しており、平成24年通常国会に法案提出、平成25年度を目途に可能なものから段階的に実施することとしています。同システムの内容は、今後の保育所運営に与える影響も大きいことから、国の動向を注視する必要があります。

【幼保一体化の概要（子ども・子育て新システムに関する基本制度とりまとめ（平成24年2月13日））】

- ①多様な保育事業の量的拡大（指定制度の導入）
- ②給付の一体化
  - ・こども園給付（仮称）の創設
  - ・地域型保育給付（仮称）の創設
- ③施設の一体化（総合こども園（仮称）の創設）

#### IV 施設改善策の基本的方向（総論）

「千葉市資産経営基本方針※」に基づき、建物の構造や用途などに応じて継続利用すべき目標耐用年数を設置し、これを当該建物のライフサイクルととらえ、この目標達成に向けた計画的な保全によりライフサイクルコストの最適化を図ることとします。その上で、施設改善を行う際には、公立保育所の施設環境を向上させ、良好な保育環境を確保するとともに、可能な限り、機能の拡充を図るものとします。

なお、施設改善の方向性は、築年数や構造の違いを踏まえて、次の方法で対応します。

- (1) 中長期保全【対象：築30年未満の木造・RC造・・・10か所】
- (2) 大規模改造・改修【対象：築30年以上のRC造・・・34か所】
- (3) 建替え【対象：築30年以上の木造（改修困難）・・・6か所】
- (4) その他【対象外：鉄骨造・・・7か所、  
築30年以上の木造（改修中・改修済）・・・3か所】

（※本市の資産経営の基本的な考え方や取組みの方向性を示すもの。平成24年1月策定。）

## 【保育所ごとの対応手法】

(築年数順) 平成23年4月1日現在

保育所名	築年数	構造	対応手法
緑町	44	木造	建替えが必要な施設
亥鼻	42	R C造	大規模改造・改修
大森	42	木造	建替えが必要な施設
小倉台	42	木造	〃
長沼原	41	木造	H23年度大規模改造・改修予定
寒川	41	木造	建替えが必要な施設
幸第一	41	R C造	大規模改造・改修
花見川第二	41	R C造	〃
千城台西	40	木造	建替えが必要な施設
大宮台	40	木造	H22年度大規模改造・改修
天台	40	R C造	大規模改造・改修
白旗	39	R C造	〃
神明	39	R C造	〃
千城台東第一	39	R C造	〃
野呂	38	木造	H20年度大規模改造・改修済
あやめ台第二	38	R C造	大規模改造・改修
花見川第三	38	R C造	〃
高洲第一	38	R C造	〃
高洲第二	38	R C造	〃
さつきが丘第一	38	R C造	大規模改造・改修
弁天	38	R C造	〃
小深	38	木造	建替えが必要な施設
こてはし台	38	R C造	大規模改造・改修
浜野	36	R C造	〃
桜木	36	R C造	〃
真砂第一	36	R C造	〃
真砂第二	36	R C造	〃
黒砂	36	R C造	〃
園生	36	R C造	〃
高洲第三	36	R C造	〃
都	35	R C造	〃
川戸	35	R C造	〃
真砂第三	35	R C造	〃
宮野木	35	R C造	〃
千城台東第二	35	R C造	〃
高浜第一	35	R C造	〃
平山	34	R C造	〃
幸第三	34	R C造	〃
都賀の台	33	R C造	〃
幕張第三	32	R C造	〃
さつきが丘第二	31	R C造	〃
多部田	31	R C造	〃
磯辺	30	R C造	〃
長作	29	R C造	中長期保全
千草台	28	R C造	〃
轟	26	R C造	〃
稲毛海岸	25	R C造	〃
星久喜	22	R C造	〃
生実	17	R C造	〃
更科	16	木造	〃
新宿	14	R C造	〃
小中台	13	R C造	〃
菅田	10	R C造	〃
花見川第一	2 (43)	鉄骨造	リース物件
幕張第二	2 (34)	鉄骨造	〃
蘇我	2 (40)	鉄骨造	〃
西小中台	1 (38)	鉄骨造	〃
幕張第一	1 (36)	鉄骨造	〃
あやめ台第一	1 (42)	鉄骨造	〃
坂月	1 (39)	鉄骨造	〃

( )は建替えを実施しない場合の築年数

## V 施設改善策の具体的手法（各論）

### 1 中長期保全

築30年未満の保育所については、施設ごとに「中長期保全計画書※」を作成しており、計画的な維持保全を図ることで建物の耐久性を維持し、劣化を最小限にとどめ、最も経済的なライフサイクルコストを目指します。

なお、保全工事を行う際には、事前に当該保育所職員等の意見・要望を聴き、可能な限り、反映するものとします。

また、現在実施している老朽化に伴う改修・応急修繕については、引き続き適切に対応し、良好な保育環境の確保に努めることとします。

（※ライフサイクルコストを考慮し、建築設備、機械設備、電気設備についての修繕、更新を中長期で計画したもの。市有建築物を耐用年数まで長寿化するために、建築物の保全事業を中長期で計画している。）

#### 【中長期保全計画書の該当部位】

工種	区分
建築	屋根（防水、金属・瓦葺き）
	外部（外壁、天井、シャッター、手摺、窓）
	内部（床、壁、天井、建具、シャッター）
機械	空調設備（空調熱源、空調換気）
	給排水衛生設備（給排水、衛生、給湯）
	搬送設備（昇降装置）
	消火設備（消火栓、タンク、ポンプ、スプリンクラー等）
	排煙設備（排煙機）
	特殊設備
電気	高圧設備（引き込み、受変電）
	低圧設備（電灯、動力、配管・配電）
	電源設備（直流電源装置、無停電電源装置）
	発電設備（非常用、常用、太陽光発電）
	弱電設備（電話、放送、火災報知、時計、インターホン等）
	外灯設備
	避雷設備

## 2 大規模改造・改修

築30年以上で中長期保全の対象外となっている施設については、施設の状況、設置場所、入所児童数等の状況により、大規模な改修工事が必要となります。

施設全体に関する財政負担を中長期的な視点から縮減するため、計画的に改修を行い、施設の長寿化に努めます。

また、老朽化対策や耐震・障害児保育の充実を図るためのバリアフリー・環境対策などの機能改善を適切に行うほか、児童数の状況などを踏まえつつ、必要に応じて一時預かり・特定保育事業のための保育室や地域子育て支援センター等機能拡充に努めます。

なお、大規模改造・改修実施の際には、当該保育所職員等の意見・要望を聴き、可能な限り反映するものとします。

### 【改修内容（例示）】

区分	工事項目
外部改修	① 構造（柱・梁・壁等含む） ② 屋根・防水 ③ 避難階段 ④ その他（保育所からの要望事項）
内部改修	① 内装（床・建具等含む） ② トイレ ③ 照明設備等 ④ 給食設備 ⑤ その他（保育所からの要望事項）
機能拡充	① 一時預かり ② 特定保育 ③ 施設バリアフリー ④ エコ対策導入（太陽光発電等） ⑤ その他（保育所からの要望事項）

### 3 建替え

改修不能な公立保育所については、この「公立保育所の施設改善に関する基本方針」を基に、条件の整った施設から、保育所ごとの状況を勘案した「公立保育所改築整備計画(※)」を策定し、建替えを進めることとします。

(建替え場所、整備・運営の手法、費用比較等についての考察は参考資料を参照。)

(※改築の目的、整備場所、手法、規模、整備運営主体等を保育所ごとに定めたもの)

#### (1) 建替えにあたっての基本的事項

建替えの際は、原則として、需要がある地域は定員増を図るとともに、多様な保育ニーズや障害児保育等に対応できる施設に拡充を行います。

##### 【機能拡充の例】

建替え前	建替え後
1 通常保育	1 通常保育 (定員増)
2 延長保育 (19時迄)	2 延長保育 (20時迄)
	3 一時預かり・特定保育
	4 地域子育て支援センター

#### (2) 建替え場所

児童への影響(短期間の複数の引っ越しによる生活環境の変化および工事期間中の園庭の利用制限)を考慮し、可能な限り、現在の保育所用地の敷地外に用地(※)を確保し、整備(新設)します。ただし、工事方法の工夫により現在の場所に整備が可能な場合は、この限りではありません。また、周辺に、十分な面積の保育に適した用地の確保ができない場合には、周辺の用地に仮設園舎を設置するなどし、建替えを行います。

(※用地確保の手法：市有地、国有地・県有地、事業者による民間所有地確保等)

#### (3) 整備・運営手法

整備・運営手法は、次のいずれかの手法を原則とする。

①公設公営(市によるリース方式+市直営)

②民設民営(民間による建替え+民間運営・民間による新設+民間運営)

なお、以下の理由により、他の手法による整備・運営は原則として、行いません。

- ・公設公営(市による建替え+市直営)は、単年度での市の財政負担が過大。
- ・公設民営(市による建替え、市によるリース方式+指定管理)は、指定管理者の指定期間終了後に運営事業者が変わる可能性があり、保育の継続性に課題。

①公設公営（リース方式+市直営）について

- ・市が建替え、引き続き運営を行うが、市の単年度の財政負担を軽減するため、リース方式を原則とします。（リース方式：単年度で建物を建築し、リース料を10年間で分割して支払う方式）
- ・建物は、長期使用に耐えられるグレードの高いものとします。

②民設民営について

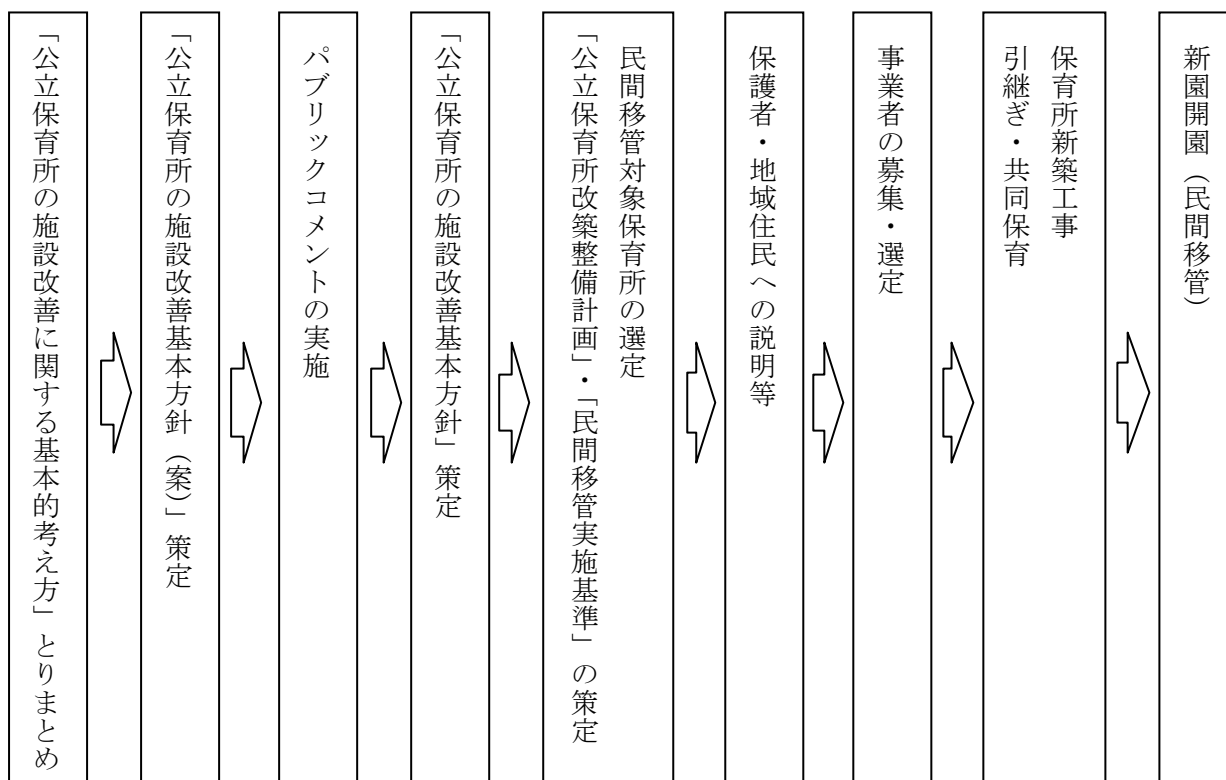
民間事業者が新たな保育所整備を行い、運営を引き継ぎます。

民間移管（※）の実施にあたっては、円滑に民間事業者の運営に移行するための基本原則として、民間移管実施基準（次頁の概要参照）を策定、公表し、これを基に民間の運営への移行を進めることとします。

ただし、施設ごとに個別の事情もあることから、実施基準を基本としつつ、保護者をはじめとした関係者の意見や要望を取り入れながら、民間の運営への移行を進めていきます。

（※公立保育所の運営を民間事業者に移管すること）

【民間移管までの概略フロー】



## 【民間移管実施基準の概要（案）】

### 1 目的

この民間移管実施基準は、民間の運営に移行する際の保護者の不安解消を図るとともに、質の高い事業者の参入を促すことを目的とする。

### 2 整備・運営主体

整備・運営主体は、認可保育所運営実績のある社会福祉法人（※）が新たな保育所整備を行い、旧保育所の運営を引き継ぐ。

（※）社会福祉法人は、社会福祉法に基づき、その設立目的が社会福祉事業を行うこととされており、極めて公共性の高い法人であり、業務の停止命令や法人役員の解職勧告ができるなどの強い指導監督権限が法律上、行政に認められている。民設民営の場合、保育の継続性の観点から、行政に指導監督権限のある社会福祉法人が運営主体として望ましい。

### 3 移管の諸条件

民間移管に際して、下記の事項を考慮する。

#### (1) 保育の質の確保

施設長、主任保育士などの職員の認可保育所の勤務経験年数、開園後の継続勤務。

#### (2) 機能の拡充

多様化する保育ニーズに対応した保育サービスの実施。

#### (3) 事業の継続

従前より実施していた事業や行事の継続。

### 4 保護者、地域住民への説明

民間移管の対象園の公表から、民間移管実施まで十分な期間を確保し、関係者等に周知を行う。

また、保護者や地域住民には、説明会を実施し、保育所改築、実施時期、手法等についての情報提供や、疑問に対する十分な説明を行うことで理解を得る。



## 5 事業者の募集、選定

事業者は、原則として公募により選定。

募集条件は、保護者の要望を加味して設定。

## 6 引き継ぎ等

運営主体の変更により、児童の大きな負担とならぬよう、改築前の一定期間、現行の保育内容を継承することを基本に引き継ぎ等を実施する。

### (1) 引き継ぎ

施設長を中心に、保育内容、給食、保護者・地域との連携について引き継ぎを実施。

### (2) 共同保育

改築前の保育士と新たな法人の保育士が、一定期間、共同保育を行う。

## 7 転所希望者への対応

移管の前に民間移管を理由として他の市立保育所への転所を希望する児童に対し、転所の決定にあたって、出来る限り優遇する。

## 8 改築後の対応

### (1) 継続的な指導、改善指示

市職員による新保育園の訪問、指導助言、改善指示等。

### (2) 第三者協議会

保護者代表と運営法人と市の三者で構成する協議会の開催。

### (3) 第三者評価の実施

開園後数年以内の第三者評価の受審、及び、評価結果の公表。

#### (4) 改築整備計画

保育所ごとの整備運営手法を示した改築整備計画は、次の事項を考慮し、策定します。

##### 【整備・運営手法の決定時の検討事項】

- ・現在の就学前児童数、保育所児童数、待機児童数
- ・今後の保育需要
- ・保育事業者確保の可能性
- ・立地条件・地域特性（宅地開発予定含）
- ・費用対効果
- ・整備用地確保の状況
- ・適正な施設規模
- ・その他

##### 【公立保育所改築整備計画（イメージ）】

###### 公立保育所改築整備計画（〇〇保育所）

##### 【記載項目】

- ・改築整備目的
- ・対象施設の概要
- ・現状と課題
- ・整備・運営手法
- ・新保育園の概要
- ・保護者、地域住民への対応等
- ・スケジュール

公設公営

民設民営

【整備・運営手法の  
決定時の検討事項】  
を考慮し決定。

## VI 今後の対応

本書は、公立保育所の施設改善について、基本方針を示したものであり、施設改善策の推進にあたっては、「千葉県資産経営基本方針」との整合性を図るとともに、下記の通り、事業ごとの整備計画を策定し、計画的に推進します。

なお、保育需要が見込めない施設があれば、他施設への転用や統廃合を含めて検討します。

また、国による「子ども・子育て新システム」が明らかになった時点で、必要に応じ、見直しを行うものとします。

### 【目標年次】

#### (1) 中長期保全

計画は平成22年度に策定済。平成24年度から段階的に実施します。

#### (2) 大規模改造・改修

平成24年度中に「公立保育所大規模改造・改修計画」を策定し、平成25年度からの事業開始を目指します。

#### (3) 建替え

条件の整った施設から、「公立保育所改築整備計画」を策定し、順次、建替えを行い、平成26年度からの工事着工を目指します。